

札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱

〔平成23年 3月3日〕
〔環境局長決裁〕

改正 平成24年 4月 1日

改正 平成25年 2月 15日

(目的)

第1条 この要綱は、家庭における生ごみの減量・資源化を推進するための手法の一つとして、市民の生ごみ堆肥化器材等(以下「堆肥化器材等」という。)の購入に対し、助成金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる堆肥化器材等は、以下のとおりとする。

(1) 密閉式容器生ごみ堆肥化セット

その中に入れた生ごみを外気から遮断するため蓋を密閉でき、液肥を容易に抽出することができる構造の生ごみ堆肥化専用容器と基材のセット。

(2) コンポスター

土の上に設置し、生ごみを土壌に含まれる微生物により堆肥化する構造の器。

(3) その他堆肥化専用器材等

前項以外で家庭用生ごみ堆肥化専用容器等として一般に市販されているもの。ただし、別に支援制度のある電気を動力として生ごみを処理するもの、ダンボール箱は対象外とする。

(助成金の交付要件)

第3条 助成金の交付決定の対象となるのは、次に掲げるすべての要件を満たす応募者とする。

(1) 市内に居住していること。

(2) 自宅において家庭用として使用すること(事業用に使用する場合は対象外)。

(3) 前年度に、本人かつその世帯員が、本制度の助成金の交付を受けていないこと。

(4) 当該年度に、同一世帯において本制度の助成対象となった堆肥化器材等の数量が1個以内であること。

(5) 助成の決定を受けてから第10条の規定に基づき本市に登録した販売店(以下「登録販売店」という。)で購入すること。

(助成金の額)

第4条 助成金は、予算の範囲内において、堆肥化器材等1個につき購入価格(税抜き本体価格)が2千円以上の場合是一律2千円とし、2千円未満の場合は、その百円未満を切捨てた額とする。

2 助成金の交付の対象とする堆肥化器材等の数量は、1世帯につき2個以内とする。

(助成の決定)

第5条 市長は、助成希望者を公募し、先着順に第3条の要件を満たすことを審査した上で、助成を決定し生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付決定通知書(様式1。以下「交付決定通知書」という。)を送付する。

2 市長は、前項の審査の結果により交付することが不相当と認めた時は、速やかにその旨を当該申込者に通知するものとする。

(生ごみ堆肥化器材等の購入と助成金受領等の委任)

第6条 交付決定通知書により通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、登録販売店において交付決定通知書を提示し購入の申込みをするものとする。

2 交付決定者は、登録販売店に対し、堆肥化器材等購入の際に交付決定通知書及び委任状(様式2)を提出し、当該助成金の請求及び受領に関する一切の権限を登録販売店に委任するものとする。

(交付請求)

第7条 前条第2項の規定により委任を受けた登録販売店は、生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付請求書(様式3)に交付決定者からの委任状(様式2)及び生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付対象者名簿(様式4)を添付し、市長に助成金の交付の請求をするものとする。

(交付)

第8条 市長は、前条の規定による助成金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、速やかに助成金を当該登録販売店に交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第9条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者、または助成金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定を取消し、または既に交付した助成金の全額または一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(販売店の登録)

第10条 市長は、生ごみ堆肥化器材等販売店登録届(様式5)及び誓約書(様式6)により生ごみ堆肥化器材等の販売業者の届出があったときは、次の各号のすべてに該当する者に限り、販売店の登録をするものとする。

- (1) 市内に本社、支社または営業所等を有すること。
 - (2) この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
 - (3) 助成金の交付請求等の委任事務を適正に行うことができること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないこと。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、その内容を審査し、登録することを決定した場合は、生ごみ堆肥化器材等販売店登録認定通知書(様式7)により当該届出者へ通知するものとする。
- 3 前項の審査の結果により、登録することが不相当と認められたときは、速やかに届出者に対し、その旨通知するものとする。
- 4 市長は、登録販売店が次の各号の一に該当する場合、販売店登録の認定を取り消すことができるものとする。
- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 虚偽の届出その他不正の手段により助成金の交付を受けようとし、または受けたことが明らかになったとき。
 - (3) 第1項に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(4) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境事業部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(交付用件に係る経過措置)

2 第3条第3号の規定は、平成 24 年度の応募者には適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 2 月 15 日から施行する。

(様式1)

生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付決定通知書

年 月 日

交付決定番号	
氏 名	様

札幌市長

先に申請のあった生ごみ堆肥化器材等購入助成金については、次のとおり交付することと決定致しましたので、生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 助成金額

- (1) 助成金は、堆肥化器材等1個につき購入価格(税抜き本体価格)が2千円以上の場合は一律2千円とし、2千円未満の場合は、その百円未満切捨ての額とする。
- (2) 助成金の交付の対象とする堆肥化器材の数量は、1世帯につき2個以内とする。

2 購入可能な機種

- (1) 密閉式容器生ごみ堆肥化セット
その中に入れた生ごみを外気から遮断するため蓋を密閉でき、液肥を容易に抽出することができる構造の生ごみ堆肥化専用容器と基材のセット。
- (2) コンポスター
土の上に設置し、生ごみを土壌に含まれる微生物により堆肥化する構造の器。
- (3) その他堆肥化専用器材等
前項以外で家庭用生ごみ堆肥化専用容器等として一般に市販されているもの。ただし、別に支援制度のある電気を動力として生ごみを処理するもの、ダンボール箱は対象外とする。

3 注意事項

- (1) 購入する時は、登録販売店にこの通知書と委任状を提出してください。
なお、登録販売店以外では購入できません。
- (2) 購入代金は、購入価格から1により算出した助成金の額を差し引いた残りの額をお支払いください。
- (3) 購入を中止したときは、必ず下記にご連絡をお願いいたします。

(住所)
(電話)
(担当課)

(様式2)

委 任 状

生ごみ堆肥化器材等を購入したので、下記の者を代理人（受任者）と定め、下記の権限を委任します。

記

札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱に基づく助成金の交付請求及び受領に関すること。

交付決定番号		平成 年 月 日
委任者 (購入者)	住所	
	電話番号	
	氏名	印
過去の助成について	助成を利用して 器材を購入したことが	無 有 (平成 年度)

捨
印

登録販売店 記入欄	受任者 (口座名義人)	住所	年 月 日
		登録販売店名	
		(肩書)	
		氏名	印
		製品登録番号・数量	販売金額 (税抜)

捨
印

※ 受任者の欄及びその他の欄は、販売店が記入します。

(札幌市使用欄)

支払額	円
-----	---

(様式3)

(市提出用)

生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付請求書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住 所	
販売店名	(登録番号 _____)
代表者名	(肩書) 印
電 話	



札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり助成金を請求します。

記

1 請求助成金額

					0	0	円
--	--	--	--	--	---	---	---

2 添付書類

- (1) 交付決定通知書
- (2) 委任状
- (3) 助成金交付対象者名簿

3 振込先

金融機関名	銀行 信金				本店	口座種別				普通・当座			
口座	店番号				口座番号								
フリガナ													
口座名義人													
口座名義人住所													

(様式4)



生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付対象者名簿

月分

交付決定 番号	氏 名		販売価格 (円)	助成額 (円)	製品番号
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	
		密閉式セット【 個】	円× () 個	円× () 個	
		コンポスター【 個】	円× () 個	円× () 個	
		その他【 個】	円× () 個	円× () 個	

人数 _____ 名 個数 _____ 個 助成金額合計 _____ 円

(様式5)

生ごみ堆肥化器材等販売店登録届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者

住所 _____

法人名 _____

(肩書)

代表者名 _____ 印

電話番号 _____

生ごみ堆肥化器材等販売店の登録を受けたいので、札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

販売店の所在地	札幌市 区	電話
	札幌市 区	電話
	札幌市 区	電話
	札幌市 区	電話

1 登録条件

- (1) 市内に本社、支社または営業所等を有すること。
- (2) この要綱による助成事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
- (3) 助成金の交付請求等の委任事務を適正に処理できること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しないこと。

2 取扱い機種

取扱う機種に○をつけてください。

- (1) 密閉式容器生ごみ堆肥化セット
- (2) コンポスター
- (3) その他堆肥化専用器材等

※取扱い機種の詳細については、別紙調査票にご記入ください。

(様式6)

誓約書

札幌市長様

私は、札幌市が実施する札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金事業に係る生ごみ堆肥化器材等販売店登録の届出に当たり、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であるとともに、今後、これらの者とならないことを誓約します。

上記の誓約に反することが明らかになった場合は、生ごみ堆肥化器材等販売店登録届出の却下及び販売店登録認定の取消をされても異存ありません。

また、上記の誓約の内容を確認するため、札幌市が他の官公署に照会を行うことについて承諾します。

平成 年 月 日

住所
法人名
代表者名

印

(様式 7)

生ごみ堆肥化器材等販売店登録認定通知書

申請者

住 所 _____

法人名 _____

代表者名 _____

様

札幌市生ごみ堆肥化器材等購入助成金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により、生ごみ堆肥化器材等の販売店として認定したので、通知します。

年 月 日

札幌市長

登録番号	
------	--